

## 様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	<p>教育実習等の時期</p> <p>＜教育実習＞ 4年生 5月～10月</p> <p>＜学校体験＞ 2年生 10月～2月（※教育実習の一部に含めない体験活動として実施する）</p>
②	<p>教育実習等の実習期間・総時間数</p> <p>＜教育実習＞ 中学校3週間（120時間）（高等学校2週間（80時間）を含む）</p> <p>＜学校体験＞ 中学校2日間（22時間）（事前指導・事後指導（8時間）を含む）</p>
③	<p>実習校の確保の方法</p> <p>＜教育実習＞</p> <p>横浜市教育委員会と連携・協働に関する協定を締結しており、協定により主に市内の中学校等での教育実習を実施する。その他、高等学校の教諭を強く志望している場合などは、近隣の高等学校などでの教育実習を実施する。</p> <p>＜学校体験＞</p> <p>横浜市教育委員会事務局（教職員人事部教職員育成課）と連携し、本学の計画する学校体験が実施可能な中学校の選定と依頼の手順を確認済みである。具体的には、令和8年度秋期には具体的な学校体験校が決定する。なお、選定と依頼に当たっては、本学近隣学校を中心とし、これまで本学が培ってきた地域の課題解決に資する志向性を持つ教員養成を体験校とともに実践することとする。また、本学院内の中等部も学校体験先として予定している。</p>
④	<p>実習内容</p> <p>＜教育実習＞</p> <p>中学校は、全授業時間120時間のうち、原則、授業実習（準備・省察を含む）40時間、授業観察40時間、その他（学級経営（道徳教育を含む）の観察と実習、生徒指導の観察と実習、特別活動の観察と実習、学校経営の理解など）に40時間を充てる。</p> <p>高等学校は全授業時間80時間中、原則、授業実習（準備・省察を含む）40時間、授業観察20時間、その他（学級経営（道徳教育を含む）の観察と実習、生徒指導の観察と実習、特別活動の観察と実習、学校経営の理解など）に20時間を充てる。</p> <p>中学校・高等学校ともに、授業実習の時間を十分に確保し、授業実践に必要な教育観、生徒観、教科の知識、指導技術の向上を目指す。</p> <p>＜学校体験＞</p> <p>本体験活動は、教育実習の一部には含まない。よって、教職課程の前期段階で学校における授業見学・特別活動の観察などを通じて、学校現場を理解ならびに自らの教職観の涵養等を主眼とする内容とする。具体的には、2日間の学校体験のうち、授業観察（一部、ティームティーチングを含む）とその振り返り、特別活動（学級活動・学校行事・生徒会活動）の補助などに多くの時間を充てる。</p> <p>実施時間としては、1日7時間の学校体験活動を2日間（14時間）、事前指導（4時間）・事後指導（4時間）、合計で22時間とする。</p>
⑤	<p>実習生に対する指導の方法</p> <p>＜教育実習＞</p> <p>教育実習Ⅰ：教育実習の事前準備、実習校との連絡などを行い、事後指導として省察を行う。</p> <p>教育実習Ⅱ・Ⅲ：教育実習校を中心に教育実習を行い、教育実習担当教員を中心に教職・実習センタ</p>

一中高部会委員により実習校の教職員との連携を取り、組織的に指導する。

<学校体験>

事前指導として、学校での体験の意義ならびに留意点などを、教員養成を担当する教員及び現職教員による指導を行う。学生間での対話を通じて、体験の目的を共有することに努める。

学校体験においては、学校における授業見学・特別活動の観察などを通じて、学校現場を理解ならびに自らの教職観の涵養等を主眼とする内容とする。具体的には、授業観察（一部チームティーチングを含む）、特別活動（学級活動・学校行事・生徒会活動）の補助などに多くの時間を充てる。

事後指導として、学校体験を通じて得た気付きや経験などを協働学習により振り返ることを通じて、自らの教職観を自覚し、今後の教職科目との接続や4年次での教育実習との接続を図る。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

<教育実習>

横浜市教育委員会の統一教育実習評価票（60%）を基本に、教育実習担当教員の評価（実習日誌、訪問指導など）（40%）を総合して評価する。

<学校体験>

教育実習の一部として含まないため、体験校の教員による直接評価を含まないこととする。

その代わりに、教職課程教員が中学校にて体験活動への取り組み姿勢を観察するとともに、事後指導における振り返りに基づく発表・レポートなどを課して評価を丁寧に実施する。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

<教育実習>

3年次 前期（4時間）後期（4時間）

4年次 前期（3時間）後期（4時間）

<学校体験>

2年次 後期（4時間）

② 内容（具体的な指導項目）

<教育実習>

「教育実習Ⅰ」で実施する。具体的には、教育実習システムの理解、実習校事前ボランティア活動、授業観察、授業準備、サービスの概要、レディネスなどの事前指導（10時間程度）と、継続的な実習校での活動、省察、報告会、発展学習などの事後指導（5時間程度）。

・事前指導

1. 教育実習システムの理解 2時間

2. 実習校事前ボランティア活動指導 2時間

3. 授業観察指導 2時間

4. 授業準備（模擬授業） 2時間

5. サービスの概要、レディネス他 2時間

・事後指導

1. それぞれの経験の共通と省察 3時間

2. 教育実習のまとめ（報告書） 2時間

<学校体験>

事前指導（4時間）：学校での体験の意義ならびに留意点などを、教員養成を担当する教員及び現職教員による指導を行う。学生間での対話を通じて、体験の目的を共有することに努める。

事後指導（4時間）：学校体験を通じて得た気づきや経験などを協働学習により振り返ることを通して、自らの教職観を自覚し、今後の教職科目との接続や4年次での教育実習との接続を図る。

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

2年次 後期（4時間）

3年次 前期（4時間）後期（4時間）

4年次 前期（3時間）後期（4時間）

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内における連絡調整を行う委員会等

教職課程等に関する事項を審議するため、本学では「東洋英和女学院大学 教職・実習センター運営委員会」を設置している。さらに、業務内容に応じて以下の部会を設け、各学部・学科との連絡調整を行っている。

◎教職・実習センター運営委員会（教職・実習センター長および総合心理学科・子ども教育学科・国際学科の教員で構成）

開催頻度：年6回程度（必要に応じ不定期開催）

○中高教職部会（総合心理学科・国際学科の教員で構成）

開催頻度：月1回程度、適宜開催

○幼保実習部会・心理実習部会 本申請とは関連がないため、以下省略。

② 大学外の関係機関との連絡調整等を行う委員会等

大学外の関係機関（例：都道府県・市区町村教育委員会等）との連携・調整は、中高教職部会を中心に以下のとおり実施している。

大学と横浜市教育委員会との連携・協働推進

近隣中学校・高等学校の校長との懇談会

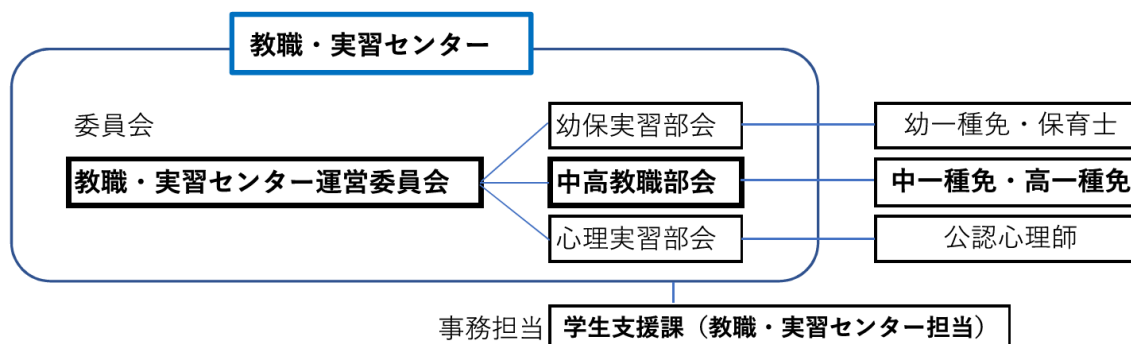
神奈川地域私立大学教職課程研究連絡協議会

関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会

全国私立大学教職課程協会

なお、中高教職課程における教育実習の最終的な統括は、中高教職部会が担う。

【委員会の組織図】



## 4 受講資格

## &lt;教育実習&gt;

次の①から⑤を満たすこと。

- ① 原則として以下の科目を教育実習前年度までに履修し単位を修得済みであること。

教育学概論 I	2 単位	
教職の理解	2 単位	
教育心理学	2 単位	
教育社会学	2 単位	
道德教育の理論と実践	2 単位	
生徒・進路指導の理論と方法	2 単位	
教育の方法と技術	2 単位	
特別支援教育	2 単位	
道德の理論と実践	2 単位	中学のみ
生徒・進路指導の理論と方法	2 単位	
教育の方法と技術	2 単位	
特別支援教育	2 単位	
学校体験	2 単位	
社会科・公民科教育法 I・II	8 単位	社会科教職課程履修者
社会科・地歴科教育法 I・II		
英語科教育法 I・II・III・IV	8 単位	英語科教職課程履修者

いずれかを取得

- ② 3年生で「介護等体験」を原則修了していること。  
 ③ 3年生4月から実施する「教育実習事前指導」に必ず出席すること。  
 ④ 検定試験等を受験し、教育実習に必要な教科の知識や技能を身につけること。  
 ⑤ 教育実習を行う年度末に卒業見込および免許状取得見込である者

## &lt;学校体験&gt;

- ① 2年生前期において「教職の理解」の単位取得をしていること。  
 ② 「事前指導」(4時間)の全てに出席し、学校体験の意義及び留意点を理解していること。  
 ③ 健康管理上の留意点を理解し、健康安全上の自己管理を自身で徹底していること。

## 5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 2521 学級、義務教育学校 96 学級 高等学校 27 学級
○	○	教育委員会名	横浜市教育委員会 中学校：143校 義務教育学校：3校
○	×	学校名	神奈川県立霧が丘高等学校(横浜市緑区霧が丘6-16-1) 学級数27 学生数972
		教員数	68人(内訳)教諭66名、養護教諭2名

教教育第 989 号  
令和 7 年 2 月 20 日

東洋英和女学院大学  
学長 星野 三喜夫 様

横浜市教育委員会  
教育長 下田 康晴

## 横浜市公立学校教育実習実施承認書

このことについて、横浜市公立学校での教育実習の実施を下記のとおり承認  
します。

1. 承認する免許状の種類及び免許教科  
中学校教諭一種免許状 社会、英語
- 2 承認開始時期  
2026（令和 8）年 4 月 1 日
- 3 承認大学名  
東洋英和女学院大学

以上

令和7年6月12日

東洋英和女学院大学  
学長 星野三喜夫 殿

神奈川県立霧が丘高等学校  
学校長 都丸 利幸

## 教育実習実施承認書

このことについて、横浜市公立学校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

### 記

#### 1. 承認する免許状の種類及び免許教科

- ・ 中学校教諭一種免許状 社会 英語
- ・ 高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民、英語

#### 2 承認開始時期

- ・ 令和8年4月1日

#### 3 承認大学名

- ・ 東洋英和女学院大学

以上

教教育第 990 号  
令和 7 年 2 月 20 日

東洋英和女学院大学  
学長 星野 三喜夫 様

横浜市教育委員会  
教育長 下田 康晴

## 「学校体験活動」実施承認書

このことについて、横浜市公立学校での「学校体験活動」の実施を下記のとおり承認します。

1. 承認する免許状の種類及び免許教科  
中学校教諭一種免許状 社会、英語
- 2 承認開始時期  
令和 8 年 4 月 1 日
- 3 承認大学名  
東洋英和女学院大学

以上